

住まいの防犯対策

空き巣や強盗から 命と財産を守ろう

近年、空き巣や闇バイトによる侵入犯罪や、手口が巧妙化した詐欺などの犯罪が相次いでいます。金品だけでなく人命が奪われるなど、凶悪な事件も発生しています。

建物に侵入する際、5分以内に侵入することができなければ、約7割は諦めると言われています。侵入犯罪の手口を知って対策をし、自分や家族の命と財産を守りましょう。

窓ガラスを割られないために

窓ガラスを破壊し、割れた部分から手を入れて開錠するので、防犯フィルムや補助鍵が有効です

玄関ドアや窓に鍵を

鍵をかけていない玄関や窓からの侵入が7割以上を占めています。家にいる時でも鍵をかけ、ドアチェーンも活用しましょう

不用意にドアを開けない

訪問者があったときは、ドアを開ける前に必ずカメラ付きインターホンなどで相手を確認しましょう



2階の窓からの侵入を防ごう

物置や木などが2階の窓の近くにあると、それを利用して侵入されてしまいます。周囲を整理整頓し、侵入されにくい環境を整えましょう

防犯カメラの設置を

玄関など目立つ場所に設置することで犯罪の抑止効果も高まります

夜間の犯罪を防ぐために

センサーライトを付けたり、踏むと大きな音がする防犯砂利を周囲に敷いたりすると効果的です

家庭用の 防犯カメラ など

防犯機器などの購入・設置費用を補助

下の表の機器などを令和7年4月1日以降に購入・設置した場合に、その費用を補助します(1世帯につき①②のいずれか1回のみ)。

ただし、設置費用は専門の工事業者が設置した場合に限ります。また、レンタル品などは対象となりません。
☆詳しくは、地域安全係へ。

◇対象 申請日時点で昭島市に住民登録があり、その住所に居住している方

※共同住宅(マンションやアパート・団地)の場合、設置には所有者や管理者の同意が必要です。

※原則、店舗や事業所のみの建物は対象となりません。

▼対象機器及び補助額

区分	補助額	備考
①家庭用防犯カメラ、カメラ付きインターホン	4万円を限度	防犯カメラとカメラ付きインターホンを合算して申請できます
②家庭用防犯機器(センサーライト、防犯フィルム、防犯砂利など)	2万円を限度に購入費用の2分の1(1000円未満切り捨て)	対象となる防犯機器について詳しくは、市ホームページをご覧ください

◇申請 6月2日～令和8年3月31日(消印有効)に次のいずれかの方法で

*インターネット=市ホームページ内専用フォームで

*窓口・郵送=申請書兼請求書と必要書類を〒196-8511 市役所地域安全係へ

◇必要書類

*申請書兼請求書(6月2日から市役所地域安全係や市の主な施設で配布／市ホームページからダウンロード也可)

*領収書(品名・金額などが分かるもの)

*住所が確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し

*振り込み先の口座番号が分かる書類(通帳など)の写し

*このほか、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

